

令和3年度第2回枝幸町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和3年5月31日(月) 午前10時00分～午前11時30分
- 2 開催場所 枝幸町役場 3階会議室1・2
- 3 出席委員
2番 今 賢 二 3番 関 口 真 也 4番 向井地 信 之
5番 向井地 靖 浩 6番 佐 藤 忠 昭 7番 阿 部 桑 吉
9番 寺 前 吉 幸 10番 田 中 美代子 12番 平 田 勝一郎
13番 玉 村 良 三 14番 高 橋 壮 治
- 4 欠席委員
1番 松 下 正 則 8番 中 野 勤 11番 諏 訪 隆
- 5 議事日程
会議録署名委員の指名 2番 今 賢 二 4番 向井地 信 之
会期の決定 1日間
事務報告
議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
議案第2号 現況証明の発行について
議案第3号 現況証明の発行について
議案第4号 現況証明の発行について
議案第5号 現況証明の発行について
議案第6号 農地法第5条の規定による許可について
議案第7号 農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について
議案第8号 農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について
議案第9号 農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について
議案第10号 農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について
議案第11号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
議案第12号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
議案第13号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
決議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
協議事項 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)
及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動規格(案)について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 遠 藤 正 勝
主 査 佐 賀 信 也
主 事 坂 東 桃 江

※新型コロナウイルス感染症対策のため出入り口を開放して開催。個人名等の読み上げは行わず、個人情報に配慮して審議を行った。

7 会議の概要

議事

日程第1

開 会

事務局

それでは、ただいまから令和3年度第2回枝幸町農業委員会総会を開催いたします。はじめに高橋会長より挨拶をお願いします。

会長

おはようございます。第2回の農業委員会総会にご参集いただき誠にありがとうございます。新たな体制が整い、第2回の総会となりますが、農業委員の大きな使命である「農地利用の最適化」ということでは、農地として有効利用するための検討を皆さんとしていかなければならないと考えます。

農地の状況をとりとまとめた枝幸町農地台帳では、昨年度11,900haと年々少しずつ増えている状況にあります。耕地面積としては10,900haと少し違いますが、これは農業センサスで集計された数字であり、草地面積となればもう少し減ると思われます。枝幸町の農地を有効に利用するという面では、法人化等も進められ、それなりの成果がでているのかなと考えています。

また、農地等の権利移動の許可等については、誰が利用するのが一番良いのかを検討しながら進めてまいりたいと思います。中でも、農業委員会では農地転用の案件も審議することとなります。現在ある農地が目的外使用されていないか、十分にパトロールして注視する必要があります。農業新聞では、違反転用の8割が追認許可であることが大変遺憾であるとした河野大臣のコメントが掲載されていました。それについても何らかの動きがあるのか、我々も厳しい目線で見なければなりません。特に農地パトロールに関しては、作業中など普段の生活の中から農地を見ていただくことをお願いします。

農業委員としてたくさんの責務がありますが、1年に1回、法令遵守についての申し合わせも行っております。これは他県において利益供与を受けた農業委員の逮捕者がでたこともあり、数年前から実施しております。綱紀粛正を図り、改めて非常勤の特別公務員という立場を自覚し、今期も進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は議題が多いということで時間がかかると思いますが、慎重なご審議を賜りますようお願いいたします。簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

事務局

出欠の状況を申し上げます。1番 松下委員、8番 中野委員、11番 諏訪委員より欠席の通告がありました。

現在の出席者は10名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

日程第2
会議録署名委員
の指名

議長

それでは、枝幸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長にお願いいたします。

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。
日程第2 会議録署名委員を議長より指名いたします。
2番 今 賢二委員、4番 向井地 信之委員を本日の会議録署名委員に指名いたします。

日程第3
会期の決定

日程第3 会期の決定についてお諮りいたします。
会期については、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

意義なしと認めます。
よって会期は、本日1日といたします。

日程第4
事務報告

事務局

日程第4 事務報告を事務局より報告願います。

(別紙 事務報告 読み上げ)

議長

事務局より報告が終わりました。本件は報告済みといたします。

日程第5
議案第1号

事務局

日程第5 議案第1号「農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。事務局説明願います。

(議案書1ページ 読み上げ)

本件につきましては、令和2年1月1日から令和6年12月31日までの期間で賃貸借を行っていた農地について、賃貸人賃借人両名から令和3年3月31日をもち合意による解除を行った旨の通知があり、その成立状況の確認を求めるものです。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料1ページから2ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第1号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

日程第 6
議案第 2 号

事務局

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 6 議案第 2 号「現況証明の発行について」を議題といたします。事務局説明願います。

(議案書 2 ページ 読み上げ)

本件は、地目変更に伴う現況証明の願出を受理し、5 月 17 日に高橋会長、玉村委員、中野委員、寺前委員、諏訪委員、平田委員により現地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 3 ページから 4 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、議案第 2 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第 2 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 7
議案第 3 号

議長

日程第 7 議案第 3 号「現況証明の発行について」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局

(議案書 3 ページ 読み上げ)

本件は、廃材等一時保管場所に伴う現況証明の願出を受理し、5 月 17 日に高橋会長、玉村委員、中野委員、寺前委員、諏訪委員、平田委員により現地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 5 ページから 6 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

日程第 8
議案第 4 号

議長

以上、議案第 3 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

議長

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第 3 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第 8 議案第 4 号は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇番 〇〇〇〇委員が議事参与を制限されます。よって、〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(〇番 〇〇〇〇委員 退席)

〇番 〇〇〇〇委員が退席しました。議事に入ります。
日程第 8 議案第 4 号「現況証明の発行について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書 4 ページ 読み上げ)

本件は、地目変更に伴う現況証明の願出を受理し、5 月 17 日に高橋会長、玉村委員、中野委員、寺前委員、諏訪委員、平田委員により現地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 7 ページから 8 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、議案第 4 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第 4 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

日程第 9
議案第 5 号

事務局

異議なしと認めます。
よって、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

○番 ○○○○委員の入場着席を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

○番 ○○○○委員が着席いたしました。

日程第 9 議案第 5 号「現況証明の発行について」を議題とします。事務局説明願います。

(議案書 5 ページ 読み上げ)

本件は、地目変更に伴う現況証明の願出を受理し、5 月 18 日に高橋会長、玉村委員、今委員、関口委員、向井地靖浩委員、阿部委員により現地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 9 ページから 10 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

以上、議案第 5 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第 5 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 10
議案第 6 号

事務局

日程第 10 議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題とします。事務局説明願います。

(議案書 6 ページ 読み上げ)

当該地につきましては、枝幸農業振興地域整備計画用地区分図により、農用地区域内農地となっておりますが、農地法第 5 条第 2 項及び農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号イにより不許可の例外事項に該当しております。

また、申請者は長年当町において砂利採取業務を行っており、提出されました申請書並びに添付書類等からも事業遂行及び農地復元に支障を生じることとはなく、公共事業等

に使用される砂利であることから、転用はやむを得ないと考えます。

5月17日に高橋会長、玉村委員、佐藤委員、寺前委員、諏訪委員により現地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料11ページから12ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第6号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

日程第11
議案第7号

日程第11 議案第7号「農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書7ページ 読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、賃貸借の更新によるもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書8ページ 読み上げ)

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料13ページから14ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第7号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

委員

貸借期間10年とありますが、これは最高で何年までありますか。

議長

事務局。

日程第12
議案第8号

事務局

期間の決まりはないと思われませんが、過去の資料の中では20年というケースもございました。

委員

期間の決まりはないということですね。わかりました。

議長

他にございませんか。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

日程第12 議案第8号「農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書9ページ 読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、賃貸借の更新によるもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書10ページ 読み上げ)

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料15ページから16ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第8号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

日程第13
議案第9号

事務局

日程第13 議案第9号「農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

（議案書11ページ読み上げ）

提案します権利の設定につきましては、賃貸借の更新によるもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

（議案書12ページ読み上げ）

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料17ページから18ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、議案第9号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

（なしの声多数）

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

異議なしと認めます。
よって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

日程第14
議案第10号

事務局

日程第14 議案第10号「農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

（議案書13ページ読み上げ）

提案します権利の設定につきましては、新規の賃貸借によるもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

（議案書14ページ読み上げ）

5月18日に高橋会長、玉村委員、今委員、関口委員、向井地靖浩委員、阿部委員により農地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料19ページから20ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、議案第10号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

日程第15
議案第11号

日程第15 議案第11号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書15ページ 読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、現所有者から買受人へと令和元年度から4カ年に分けて所有権を移譲しているものです。今年度は3年目となり、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書16ページ 読み上げ)

令和元年5月10日に高橋会長、玉村委員、寺前委員、中野委員、菊池元委員で農地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料21ページから25ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第11号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第11号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。

日程第 1 6
議案第 1 2 号

事務局

よって、議案第 1 1 号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 1 6 議案第 1 2 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

（議案書 1 7 ページ 読み上げ）

提案します権利の設定につきましては、相対で所有権を移動するもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

（議案書 1 8 ページ 読み上げ）

5 月 1 8 日に高橋会長、玉村委員、今委員、関口委員、向井地靖浩委員、阿部委員により農地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 2 6 ページから 2 7 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第 1 2 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

（なしの声多数）

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第 1 2 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 2 号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 1 7
議案第 1 3 号

事務局

日程第 1 7 議案第 1 3 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

（議案書 1 9 ページ 読み上げ）

提案します権利の設定につきましては、相対で所有権を移動するもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

（議案書 2 0 ページ 読み上げ）

5月18日に高橋会長、玉村委員、今委員、関口委員、向井地靖浩委員、阿部委員により農地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料28ページから30ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第13号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第13号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

日程第18
決議第1号

日程第18 決議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書21ページ 読み上げ)

別冊の議案関係参考資料31ページをお開きください。議決案を読み上げ、説明と代えさせていただきます。

(議案関係参考資料31ページ 読み上げ)

以上、決議第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。決議第1号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。

日程第19
協議事項

事務局

よって、決議第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第19 協議事項「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題とします。事務局説明願います。

議案書22ページをお開きください。今回ご協議いただく内容につきましては、「農業委員会等に関する法律施行規則第15条」の規定により、毎年6月30日までに公表することとされております。公表は、全国農業会議所のホームページ上で行っております。

それでは内容の説明をさせていただきます。議案関係参考資料32ページをお開きください。令和元年度第9回農業委員会総会にて計画した活動計画の点検と評価の案を記載しております。

（議案関係参考資料32ページ 読み上げ）

1. 農業の概要につきまして農地台帳面積が11,980ha、計画段階では11,994haでしたので、14ha変更がありました。集積作業に伴う現況地目の見直しによるものです。

2. 農業委員会の現在の体制につきまして、記載の数字は令和3年3月31日現在ということで、現体制のひとつ前のものとなっております。

（議案関係参考資料33ページ 読み上げ）

2. 令和2年度の目標及び実績内の新規実績の内訳でございますが、〇〇さんが受けた〇〇さんの農地、〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんが受けた〇〇さんの農地、〇〇さんが受けた〇〇さんの農地等が主なものとなっております。

（議案関係参考資料34ページ 読み上げ）

2. 令和2年度の目標及び実績内参入目標は、計画作成時には新規参入がないものと把握していましたが、〇〇〇〇さんの就農がございましたので、参入実績が1経営体。参入実績面積が37.6haとなっております。

（議案関係参考資料35ページ 読み上げ）

3. 活動実績内の調査員数は、農業委員の数を記載しております。

（議案関係参考資料36～38ページ 読み上げ）

5. 農地所有適格法人からの報告につきましては、事業年度が終了したのち3ヵ月以内に行うこととなっております。町内の法人数14のうち、2法人は新設された法人で事業年度内のため、報告対象外につき報告書の提出の必要がありません。

（議案関係参考資料39ページ 読み上げ）

以上、令和2年度の活動点検・評価案の説明とさせていただきます。

| | |
|----|--|
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。活動計画の案について質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>35ページの遊休農地に関する措置の部分です。現状、農地面積10,900haですが、38ページの整備対象農地面積は11,980haとあります。1,080haはどういう見方ですか。</p> |
| 議長 | <p>農地台帳面積は農業委員会が積み上げてきた面積、(35ページの)農地面積は統計調査で出ている面積のため、少し差が出ています。冒頭でも申し上げましたが、4～5年前は10,500haだったと記憶しており、それから少しずつ増えているかと思います。計画の段階で少なかったものと考えます。</p> |
| 委員 | <p>差については理解しました。</p> <p>懸念されるのは、整備対象農地面積は「整備すれば農地になる」面積ですね。それと実際の農地との差がある。</p> <p>農業委員が現況証明を出す事例で、よく農地か原野かという見解を示して原野としますが、これは草地対象面積にいかにか農地面積を近づけるかという面でも考えていかなければならないと思います。</p> <p>現況が原野化している部分を簡単に原野として判断してしまうと、整備すれば優良農地となる形状の土地まで原野になってしまいます。耕地面積を農地に戻すということを併せて行っていただきたいです。</p> <p>現況証明には本当に注意して、申請者が何を目的としているのか十分把握し、草地対象が原野化されて農業者以外に移らないよう、農地パトロール含めこれまで以上に注視してほしいと思います。</p> |
| 議長 | <p>〇〇委員からありましたが、やはり農地台帳面積上にある農地が、大きいものでなくとも市街地内にもあるということで、今後考えていかなければならないと思います。</p> <p>ただ、耕地面積と農地台帳面積との差が全てそうなのかは把握しておりませんが、仰ることはわかります。</p> <p>離農の後長年使われていなかったような農地が現況証明案件で出てくるということは十分注意しなければならないと思います。情報を集め状況を見て、急な傾斜や畑までの道路がほとんどない状況はやむを得ないか、場面場面で異なるかとは思いますが、現況確認に行った委員で相談しながら熟慮して進めていきたいと思っています。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | このデータにもあるように、離農希望者は断続的に毎年発生しています。より近い平地は求められ競争倍率が上がり、条件の悪い遠隔地は手放す形になってきており、こうなると手放した土地の原野化が進んでしまいます。一方を手放し一方の良い所だけに集積するのではなく、そういった土地も農地として利用するなり、バランスをとって維持する方向にしてほしいと思います。 |
| 議長 | 極力そういった方向にもっていきたいと考えておりますので、委員の皆さんもよろしくお願いします。 他にございませんか。 |
| 委員 | 39ページの議事録の公表についてです。枝幸町はホームページでは公表しておらず、事務局に備え付けて公表しているということですね。 総会の議事録は個人名とか確認者が出てくると思いますが、そのあたりはどういった取扱いにしていますか。 |
| 事務局 | 個人名だとかプライバシー、他の農業者の方との関係性に支障があるような部分は目に入らないような形で公表しています。 |
| 委員 | 毎回総会等開催している内容についてもそのようにしているということですね。私達が議事録署名委員として印鑑を押している内容とは違い、そのような部分については見えなくしているということですね。 |
| 事務局 | そうですね。そのまま個人名を出すというわけにはいきませんので、そうしています。 |
| 委員 | きちんと個人の情報は守られているということですね。 |
| 事務局 | はい。 |
| 委員 | 関連して、疑惑を持たれないような表記に注意してほしいです。黒塗りほど怪しいものはないと思います。 発言者の個人名だとかは削除し、「委員の意見」とするなど配慮しているという認識でよろしいでしょうか。「委員の〇〇さんがこう言った。」などは利益相反になりかねないと考えます。 |
| 事務局 | そうですね。そのように、配慮しています。 |
| 議長 | 他にございませんか。 (意見なしの声多数) 質疑がないようですので、次に「令和3年度の目標及び |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>その達成に向けた活動計画（案）」について、事務局説明願います。</p> <p>それでは内容の説明をさせていただきます。議案関係参考資料40ページをお開きください。</p> <p>（議案関係参考資料40～41ページ 読み上げ）</p> <p>Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化の2. 令和3年度の目標及び活動計画では、これまでの集積面積10,205haに新規集積面積23haを加えた10,228haを目標としたいと思います。現在すでに一定面積の集積がされていると思いますが、ここでは非農家或いは不在住者が所有している農地の集積に向けて既に相談を受けている、今年度実際に動きそうな案件の面積を積み上げて考えています。</p> <p>（議案関係参考資料42ページ 読み上げ）</p> <p>以上、令和3年度の活動計画の説明とさせていただきます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>（なしの声多数）</p> <p>質疑がないようですので、協議事項 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、原案のとおりとりまとめることといたします。</p> <p>以上で本日付議された議案はすべて終了しました。これにて令和3年度第2回枝幸町農業委員会総会を閉会します。皆様お疲れ様でした。</p> |

会議録署名委員

（議席2番）

（議席9番）